

# 生かしてます あなたの税

**母子保健事業** —子育てを応援します—

子育て中の皆さん、日々のお子さんの成長に喜びを感じている一方で、時には発育・発達や育児の仕方などに悩んだり、不安になったりすることはありませんか？

子育ては24時間休み無し。イライラしたり、疲れたりする日もあることでしょう。お子さんの健やかな成長には、子育てる方のゆったりした気持ちも大切です。

保健センターでは、妊娠期から出産後、そして、お子さんが就学するまでの間、次の事業を通して子育て支援をしています。どうぞお気軽にご利用、ご相談ください。

妊娠期	出産	乳児期	幼児期	就学
妊娠				就学
母子健康手帳の交付	妊産婦・新生児訪問 生後1ヶ月までの赤ちゃんとお母さんへの訪問。	4ヶ月児健診 委託医療機関で実施。個別通知。	1歳6ヶ月児健診 集団健診。 個別通知。	3歳児健診 集団健診。 個別通知。
妊婦健康診査 無料で受けられる検査を2回から5回に拡大。	未熟児訪問事業 2,000g以下で生まれた赤ちゃん等への訪問。	乳幼児相談(離乳食教室併設) 2ヶ月から就学前のお子さんが対象。 身体計測と相談(月1回)。 離乳食教室は5ヶ月からのお子さんが対象。 栄養士による話や試食等(月1回)。	すこやか相談 就学前までのお子さんで、発育・発達、言葉の遅れ、落ち着きがない等の心配のある方が対象(月1回、予約制)。	予防接種 個別接種と集団接種があり、個別通知。
パパ・ママ学級 5~7ヶ月の初妊婦さんとその夫が対象(月1回、予約制)。	プレママサロン 妊婦さん同士の交流会(月1回)。			

※上記以外にも電話や来所、訪問での相談も随時受け付けています。  
**健康増進課**（保健センター）☎995-3381～3

※上記以外にも電話や来所、訪問での相談も随時受け  
健康事務課（保健センター）☎005-2381-3

【事例3】娘の携帯電話の利用料金が高額で困っている。契約の際に娘が勝手に親の通帳と印鑑を使い、「座振替の手続きをしていて、何回か引き落とされている。販売業者に確認したら親の同意書を取らずに契約したこと」を認めているが、「この契約を取り消せないか。」（40歳代 女性）

消しとなりました。取り消しをすと契約時にさかのぼって、最初から契約がなかつたこととされますので代金等の支払い義務はなくなり、すでに未成年者本人が支払つた代金等があれば返還を求めることがでります。

ただし、【事例2】のように、偽造した親の同意書を提示して契約した場合は「詐術（さじゆつ）」になり、未成年者契約であることを理由

市内の消費生活相談は、月・火・水・木曜日（祝日の場合はその翌日）、午前10時から12時、午後1時から4時まで、市役所3階消費生活相談室で行っています。

引き落とされたことに気づいて、すぐに契約取り消しの申し出をした。かつた場合は、親の追認があつたのみなされる可能性が高くなります。この場合は、親の通帳と印鑑を公用していることが詐術にあたる可疑性があり、契約を取り消すことが、さらに難しくなります。なお、たとえ未成年者であつても契約時に結婚している場合は成人として扱われます。

に取り消すことができなくなります。また、未成年者が行つた契約でとても「法定代理人の追認」があるとその契約は有効となります。【例3】のように、代金などが口座

**内企画展示の解説**  
講師は、資料館学芸員の功刀俊宏氏  
**\*①②とも無料。**事前予約は必要  
りません。  
くわいせき

講師は、資料館学芸員の内田鉄平  
『ギャラリートーク』  
回 8月16日(土) 午後2時45分～  
場 企画展示室  
回 三回足りない件を。

内 江戸期以降の旅をテーマに開催。  
また、ロビーで「八潮の浮世絵摺（すり）」を8月10日（日）から8月31日（日）まで開催。

新しく入った両館所蔵の資料の一部を紹介します。



◆「税金は 明るい社会の きほんです」 八幡中学校2年 本多 啓太さん、「税金は 明るい未来を つなぐ橋」 潮止中学校3年 高橋 梓さん  
【平成19年度秋に開催する標語・はんこ教室長崎】

【平成19年度税に関する標語・八戸市教育長賞】  
「平成19年度税に関する標語」受賞者（八戸市立高松小学校2年生）

8月は市県民税第2期、国民健康保険税・介護保険料第3期・後期高齢者医療保険料第2期の納期です。税金の納付には、**安全・確実・便利**な口座振替を。